

改正 平成26年11月本部訓令第22号

警察本部
警察学校
各警察署

広島県警察機動隊の運用に関する訓令を次のように定める。

広島県警察機動隊の運用に関する訓令

広島県警察機動隊規程（昭和30年広島県警察本部訓令第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、警備部機動隊（以下「機動隊」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 機動隊は、災害又は騒乱その他集団不法事案に対して部隊活動を行い、必要に応じて重要施設の警備及び警戒、警衛、警護その他警察本部長（以下「本部長」という。）の命じる任務に当たるものとする。

（編成）

第3条 機動隊には、基本部隊の他に機能別部隊として、銃器対策部隊、爆発物処理班、NBC対策特殊部隊、広域緊急援助隊警備部隊、潜水部隊、レンジャー部隊等を置く。

一部改正〔平成26年本部訓令第22号〕

（任命）

第4条 機動隊員（機動隊に勤務する警察官をいう。）は、原則として、次に掲げる者の中から任命するものとする。

（1） 巡査部長以上の階級にある警察官（以下「幹部隊員」という。）は、指揮能力に優れ、おう盛な気力、体力等を有する者

（2） 巡査の階級にある警察官（以下「一般隊員」という。）は、勤務成績優秀かつ健康で、術科技能を有する者

（機動隊長の責務）

第5条 警備部機動隊長（以下「隊長」という。）は、第2条の任務を完遂するため、装備を保持し、常に部下の服務規律及び健康の保持に留意するとともに、幹部隊員又は一般隊員として必要な知識及び技術の向上並びに訓練に努めさせることにより、精強な機動隊の育成に当たらなければならない。

（応援要請）

第6条 機動隊の応援を必要とする所属長は、日時、場所、目的、要請人員その他必要事項を明らかにし、文書又は口頭により、隊長を経て本部長に機動隊の出動を要請するものとする。

（指揮系統）

第7条 前条の規定による要請に基づき機動隊が出動した場合は、原則として、出動を要請した所属長の指揮下に入るものとする。ただし、警備本部等が設置された場合は、当該警備本部長等の指揮下に入るものとする。

（事件等の処理）

第8条 機動隊において事件、事故、急訴その他の届出を受理した場合は、応急の措置を講じた上、当該届出に係る警察署長に当該届出を引き継がなければならない。

（宿舎）

第9条 一般隊員のうち独身者は、原則として、指定された宿舎に居住するものとする。

（雑則）

第10条 この訓令に定めるもののほか、機動隊の運用に関して必要な事項は、隊長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成20年3月19日から施行する。

附 則（平成26年11月10日本部訓令第22号抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成26年11月10日から施行する。